

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案(概要)に関する御意見の募集について

令和3年11月8日

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室  
厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局研究開発振興課  
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案(概要)について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和3年11月8日(月)～令和3年12月7日(火)(必着)

2. 御意見募集対象

【別添】「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案(概要)

(PDFファイル)

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案(概要)に対する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント:意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント:意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

パブリックコメント担当 宛

4. 提出様式

(集計の都合上、案中の複数の箇所について意見提出を行う場合には、意見対象箇所ごとに分けて提出してください。)

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案(概要)に対する意見

(1)意見提出者の住所(個人の場合)又は所在地(団体・法人の場合)

(2)意見提出者の氏名(個人の場合)又は名称(団体・法人の場合)

(3)電話番号

(4)メールアドレス

(5)提出意見

i. 概要中の意見対象箇所

(記載例)「2. 改正の内容(案)」への意見

(1)①イ への意見

※ 意見対象箇所を明記した上で、意見を記載いただくようお願いします。

総論又は全体に係る内容については、「総論・全体への意見」と記載ください。

(特に記載がない御意見等についても、総論又は全体に係る御意見として取扱います。)

ii. 意見内容

※ 意見対象箇所に修正を求める内容にあっては、具体的な修正の文案及びその理由を提示してください。

## 5. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

## 6. 問い合わせ先

電話：03-5253-1111(内線 4152)

受付時間 9:30~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

厚生労働省医政局研究開発振興課

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案(概要)

パブリックコメント担当 宛